

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 2 号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和 3 9 年函館市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 0 条第 2 号中マをミとし，ヌからホまでをネからマまでとし，ニの次に次のように加える。

ヌ 特定在留カードおよび特定特別永住者証明書措置手数料

附 則

この規則は，令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。